

和光市 報道発表資料 令和7年6月3日

タイトル	東内元職員を被告とする訴訟の判決について 令和3年（ワ）第482号損害賠償請求事件 (定期巡回サービス情報システム導入事業に係る損害賠償請求事件)
判決日	令和7年5月30日（金）
裁判所	さいたま地方裁判所
当事者	原告：和光市 被告：東内京一（和光市元職員）
事件の概要	<p>平成26年当時、保健福祉部長であった東内元職員は、平成26年夏頃、部下である職員に対し、定期巡回サービスにおける情報共有システムの導入事業に係る業務委託料が未払いである旨の虚偽の説明をし、平成26年和光市議会12月定例会に提出する補正予算案に当該業務委託料1,566万円を計上し、当該事業の受託会社へ支払うよう指示した。</p> <p>東内元職員から指示を受けた職員は、補正予算案に当該業務委託料1,566万円を計上した上、和光市議会に上程し、12月12日、補正予算案の審議に際して、当該事業が平成26年度に新たに取り組む事業である旨の虚偽の説明を行った。</p> <p>その結果、和光市議会は、12月22日、当該事業に係る業務委託料1,566万円を含む補正予算案を原案可決し、職員は、同日、東内元職員の指示に従い、当該事業が平成26年度に新たに取り組む事業である旨の虚偽の内容を記載し、受託会社と業務委託契約を締結し、12月26日、当該事業に係る業務委託料として1,566万円を支払った。</p> <p>しかし、当該事業の納入物とされていたCD-Rは存在せず、また、定期巡回サービスにおける情報共有システムも導入されておらず、当該事業は実際には行われていなかった。</p> <p>市は、令和2年11月に4名の関係職員に対して聞き取りを行い、調査の結果、当該事業の業務委託料の支払いは、東内元職員が、当該事業の実態がないことを知りながら、職員に指示</p>

	<p>して行わせた不正なものであると結論を出した。</p> <p>以上より、支払った当該事業に係る業務委託料 1,566 万円は、東内元職員の虚偽の説明及び不正な指示という不法行為により和光市に生じた損害となるため、当該金額に弁護士費用相当額 156 万 6,000 円を加えた損害賠償金 1,722 万 6,000 円及び訴訟費用の負担を求める訴えを令和 3 年 3 月 5 日に提起した。</p>
判決の主文	<p>1 原告の請求を棄却する。</p> <p>2 訴訟費用（補助参加によって生じた費用も含む。）は原告の負担とする。</p>
判決に対する市の見解	<p>市の主張が認められなかったため、今後の対応については、判決内容を十分に精査して判断する。</p>
問い合わせ先 担 当 課	<p>課 名 長寿あんしん課</p> <p>氏 名 課長 梅津 俊之</p> <p>電 話 0 4 8 - 4 6 4 - 1 1 1 1（内線 2 1 4 5）</p>